

3月定例会で可決された意見書

教育費無償化の着実な実現を求める意見書

国立社会保障・人口問題研究所の調査によると、理想の子供の数を持ってない理由として「子育て・教育にお金がかかりすぎる」ことが1位(56%)であり、教育費負担を軽減するニーズは、低所得者のみならず多くの国民にとって共通の課題である。

また、経済的な理由によらず誰もが必要とする教育を受けられることは、子供たち一人一人の可能性を最大限生かし希望をかなえることにつながり、社会の生産性向上や少子化、経済格差の解消など、我が国が抱える課題を解決するためにも重要である。

教育基本法には「教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として、必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期すること」と規定している。

家庭の経済状況や発達状況にかかわらず、学ぶ意欲と能力のある全ての子供・若者・社会人が、質の高い教育を受けることができる社会を実現すべきである。

国は現在、幼児教育から大学を含む高等教育まで、各段階での教育費無償化実現に向けて検討作業を本格化させている。

よって、国においては、教育費無償化を着実に実現するよう強く要望する。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年3月23日

綾瀬市議会議長 武藤俊宏

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣
財務大臣 文部科学大臣 あて

家庭教育支援法の制定を求める意見書

今日、核家族化の進行、地域社会のきずなの希薄化など、家庭をめぐる社会的な変化は著しく、過保護、過干渉、放任など、家庭教育力の低下が強く指摘されるようになり、極めて憂慮するところである。

厚生労働省の発表によると、児童虐待相談件数は毎年約1万件ずつ増加しており、平成28年度には12万2,578件を数え、一層深刻さを増しているため、このような状況を一刻も早く解決しなければならない。

現代は、若い父親・母親の育児などが、関係の希薄化した社会の中で孤立する状況がふえているため、行政による、より積極的な家庭教育への応援態勢が必要と考える。

未来の社会を担う子供たちを育成する家庭は、社会と国の基本単位であり、家庭倫理が社会倫理の基盤にもなっていく。

教育基本法第10条にも、「父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって」とし、また「国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない」と規定している。

よって、国においては、家庭教育支援法を制定するよう強く要望する。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年3月23日

綾瀬市議会議長 武藤俊宏

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 総務大臣 法務大臣
文部科学大臣 厚生労働大臣 少子化対策担当大臣 あて

請願・陳情の審査結果

付託委員会	件名	審査結果
総務教育	家庭教育支援法の制定を求める意見書提出に関する陳情	平成30年3月7日 趣旨了承

市議会への請願や陳情

◆どなたでも提出できます

市民の皆さんは、身近で困っている問題について市議会にその実情を訴えることができます。これを請願や陳情といいます。

◆提出には、次のことに注意してください

- ・書式は《例》を参考に、日本語で簡潔にまとめてください。内容が2件以上にわたるときは、1件ごとに提出してください。
- ・請願(陳情)者が複数の場合は、代表者を決めてください。
- ・請願(陳情)は、必ず議会事務局へ持参してください。
- ・定例会初日前3日(土・日曜日、休日を除く)までに提出してください。郵送の場合は、請願(陳情)として受け付けることはできませんが、要望書として全議員に配付します。

・請願(陳情)者の住所・氏名は一般に公開されますので、あらかじめご了承ください。

※請願には1人以上の紹介議員が必要ですが、陳情には必要ありません。請願と陳情の違いなど詳しくは事務局に問い合わせてください。

※請願(陳情)者が数人連署する場合は全員の氏名、住所、押印をお願いいたします。

《例》

〇〇〇に関する請願(陳情)
 平成 年 月 日
 綾瀬市議会議長
 〇〇〇〇 殿
 紹介議員
 (署名または記名押印)
 請願(陳情)者
 住所
 氏名 〇〇〇〇 印
 趣旨
 理由

防衛施設周辺放送事業の見直しに関する意見書

国では、厚木基地周辺において航空機騒音によるテレビの聴取障害に対し、NHK放送受信料の一部を助成する事業を実施しているが、昨年12月に当制度について、航空機の配備機種変更等による騒音状況の変化や住宅防音工事の実施による騒音対策の進捗を図ることにより、聴き取りにくさの改善に努めていることから、一部対象者の助成廃止を含む見直しを行うとの発表を行った。

厚木基地では、激しい航空機騒音を生じる空母艦載機の移駐が進められているところではあるが、移駐後の運用や航空機騒音の変化等についても明らかにされておらず、また、住宅防音工事については、市の広範が住宅防音工事の対象区域になっているものの、昭和61年の告示以降に建築がされたため対象とならない住宅も数多くある。

このような中、日ごろから航空機騒音により大きな負担を強いられている市民にとり、見直しを行うことで助成対象から外れることは到底納得のできるものではない。

よって、国においては、今般の助成制度の見直しは時期尚早であり、見直しを行わないよう、また、告示以降に建築された住宅に対する防音工事の実施など、さらなる防音対策の拡充に努めるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年3月23日

綾瀬市議会議長 武藤俊宏

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 財務大臣 防衛大臣 あて

『意見書』とは

意見書とは、広く社会一般の利益に関する事柄で、直接、議会の権利が及ばない国などの事務について、議会としての意思をまとめた文書のことをいいます。

市民の皆さんからの要望や意見を、国政や県政に反映させるため、地方自治法第99条「議会は、当該普通地方公共団体の公益に関する事件につき意見書を国会又は関係行政庁に提出することができる。」との規定に基づき、国や県に対し議長が議会を代表して提出するものです。